

ふくし しせつ じぎょうしょ ていきょうたいせい 福祉施設・事業所のサービス提供体制

令和3(2021)年2月15日から同年3月24日まで開催されました、市議会定例会におきまして、市長提出議案55案、諮問2件、議員提出議案3案、市民の方々からご提出頂きました請願・陳情14件が、それぞれ審議・議決されました。以下では今定例会におきまして、はまの太郎が行いました質問の内、福祉施設における非常時のサービス提供のあり方とお子さんへの医療的ケアの提供体制について、概要をご報告致します。

①福祉施設における非常時のサービス提供のあり方について

質問 ご高齢の方々の介護事業所や障
碍のある方々の支援施設等で、災害発生
時にサービス提供を継続するための計
画策定状況を、市は把握しているのか。

市答弁 現在のところ把握していない。

質問 非常時の業務継続に関する計画
策定について、各事業者への支援はどの
ように考えているか。

市答弁 計画策定のガイドラインを各事
業者に周知する他、計画策定の研修な
どの情報提供を行っていききたい。



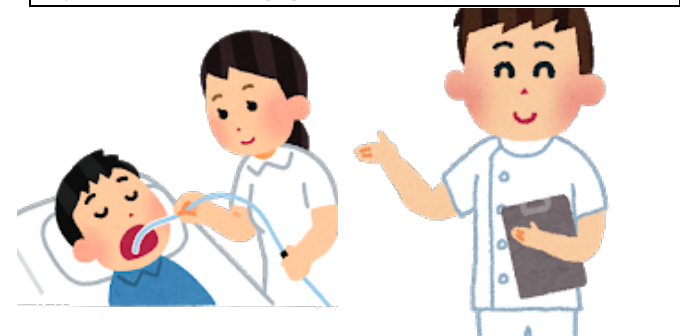
平成23(2011)年の東日本大震災や今般の
新型コロナウイルス感染症の拡大によって、非
常に企業や行政機関がどのような業務を
いかに継続するか、あるいは優先的に再開して
いくのかということ、を、平時から検討し、予
め計画(いわゆる業務継続計画(BCP))を策定す
ることの重要性が認識されてきております。

今回市の条例改正によって、業務継続計画
(BCP)の策定が義務づけられる福祉施設・事
業所が出てまいります。今後、各事業者の自主
的な計画策定が進んでいくのか、あるいはその
ための支援が必要か、注視してまいります。

②福祉施設におけるお子さんへの医療的ケアの提供体制について

質問 日常的に痰の吸引等の医療的
ケアを必要とする障碍のあるお子さん
に対し、看護職員を配置することで、必
要な医療的ケアの提供を行う福祉施
設に対する支援のあり方についてはど
のように考えているか。

市答弁 令和3(2021)年度国の障碍福
祉サービス等報酬改定において、看護
職員配置に関して医療的ケアの単価の
充実があった。また市の制度として看護
職員を雇用して医療的ケアを行う事
業所に雇用経費の一部を補助している。



障碍のあるお子さんを対象とした福祉施
設・事業所の中には、日常的に痰の吸引等の
医療的ケアを必要とするお子さんに対して、現
在自主的に看護職員を配置して頂き、必要な
ケアの提供をされているところがございます。

今回市の条例改正によって、各事業者等で、
医療的ケアの提供を行う場合には看護職員
の配置等が義務づけられることとなります。今
後、看護職員の配置によって医療的ケアの提
供が増えていくのか、注視してまいります。